

裁判官会議議事録（第 2 9 7 回）

大 阪 高 等 裁 判 所

日 時	令和 8 年 4 月 1 7 日（金）午後 4 時 0 0 分
場 所	大阪高等裁判所大会議室
出 欠 状 況	大阪高等裁判所長官 村 田 斉 志 構成員等の出欠状況は別紙のとおり 大阪高等裁判所事務局長 岩 井 一 真 大阪高等裁判所事務局次長 永 井 英 雄 大阪高等裁判所事務局総務課課長補佐 安 川 知 寛
議事の概要	1 開会宣言 2 付議事項等及び結果 次に記載のとおり 3 閉会
令和 8 年 4 月 1 7 日 議事録作成者  議 長 	

(別紙)

裁判官会議出欠表

所属		氏名		出欠	備考欄	所属		氏名		出欠	備考欄
長官		村 田 齊 志	○			1 民		部	伊 藤 寿	○	
1	民	西 村 欣 也	○			1	刑	入 子 光 臣	○		
		瀬 戸 茂 峰	○					船 戸 宏 之	○		
		達 野 ゆ き	○					林 田 海	○		
		窪 田 俊 秀	○								
2	民	部	谷 口 安 史	○		2	刑	部	小森田 恵 樹	○	
		太 田 敬 司	○					岩 崎 邦 生	○		
		真 田 尚 美	○					谷 口 真 紀	○		
		安 田 仁 美	○					延 廣 丈 嗣	○		
3	民	部	飛 澤 知 行	○		3	刑	部	小 倉 哲 浩	○	
		檜 皮 高 弘	○					太 田 寅 彦	○		
		中 川 博 文	○					本 村 曉 宏	○		
		安 木 進	○					渡 部 五 郎	○		
		益 留 龍 也	○					黒 田 真 紀	○		
4	民	部	森木田 邦 裕	○		4	刑	部	村 越 一 浩	○	
		種 村 好 子	○					藤 原 美弥子	○		
		後 藤 慶一郎	○					高 橋 孝 治	○		
		光 吉 恵 子	○					安 達 拓	○		
5	民	部	倉 地 真寿美	○		5	刑	部	坪 井 祐 子	○	
		池 町 知佐子	○					武 田 義 徳	×		
		池 田 聡 介	○					末 弘 陽 一	○		
		中 里 敦	○					宇 田 美 穂	○		
6	民	部	川 畑 正 文	○		6	刑	部	飯 島 健太郎	○	
		天 野 智 子	○					佐 藤 洋 幸	○		
		岡 田 さなゑ	○					松 井 修	○		
		山 田 智 子	○					坂 本 好 司	○		
		炭 村 啓	○								
7	民	部	田 中 健 治	○		高裁職務代行		浜 本 章 子	×		
		上 田 卓 哉	×		高裁職務代行		大 島 雅 弘	×			
		島 岡 大 雄	○		高裁職務代行		伊 丹 恭	×			
		柴 田 憲 史	○		高裁職務代行		坂 口 裕 俊	×			
8	民	部	森 崎 英 二	○		高裁職務代行		田 中 俊 行	×		
		森 鍵 一	○		高裁職務代行		鳥 飼 晃 嗣	×			
		中 武 由 紀	○		高裁職務代行		横 路 朋 生	×			
		井 上 直 樹	○		高裁職務代行		後 藤 誠	×			
9	民	部	長谷部 幸 弥	○		高裁職務代行		一 原 友 彦	×		
		久 末 裕 子	○		高裁職務代行		石 本 恵	×			
		金 子 隆 雄	○		事務局長		岩 井 一 真	○			
		安 西 儀 晃	○								
10	民	部	龍 見 昇	○		裁判官会議を組織する裁判官数 (長官・高裁裁判官)		88			
		福 井 美 枝	○		長 官		1				
		竹 添 明 夫	○		高裁裁判官 (民事)		62				
		堀 部 麻記子	○		高裁裁判官 (刑事)		25				
11	民	部	姥 迫 浩 司	○							
		沖 中 康 人	○								
		真 鍋 麻 子	○								
		土 井 文 美	○								
12	民	部	黒 田 豊	○		出席 (裁判官会議を組織する裁判官)		86	88		
		大 島 道 代	○		長 官		1				
		高 橋 綾 子	○		高裁裁判官 (民事)		61				
		矢 野 紀 夫	○		高裁裁判官 (刑事)		24				
13	民	部	市 川 多美子	○		欠席 (裁判官会議を組織する裁判官)		2			
		木 太 伸 広	○		長 官		0				
		河 本 寿 一	○		高裁裁判官 (民事)		1				
		尾 河 吉 久	○		高裁裁判官 (刑事)		1				
14	民	部	相 澤 聡	○							
		内 藤 裕 之	○								
		松 山 昇 平	○								
		林 潤	○								
15	民	部	小 川 紀代子	○							
		石 堂 一 仁	○								
出欠合計											

付 議 事 項 等	結 果
1 承認事項 (1) 裁判官の配置の改定について 資料 1 (2) 令和 8 年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定めの一部改定について 資料 2 - 1、2 - 2 及び 2 - 3 (3) 令和 8 年度の事務分配等の定め第 2 条第 1 8 項の規定による事件の配付替えについて 資料 3 (4) 高等裁判所裁判官の職務代行について 資料 4	異議なく了承 異議なく了承 異議なく了承 異議なく了承
2 付議事項 (1) 令和 8 年度夏期休廷期間等について（民事部） 資料 5 (2) 令和 8 年度夏期休廷期間等について（刑事部） 資料 6	原案のとおり決定 原案のとおり決定
3 報告事項 (1) 大阪高等裁判所管内の地方・家庭・簡易裁判所裁判官の職務代行について 資料 7 (2) 各種委員会委員等の補充等について 資料 8 (3) 一般職員の人事について	報告 報告 報告

裁 判 官 会 議 付 議 事 項 等

令和8年4月17日（金）
大 阪 高 等 裁 判 所

1 承認事項

(1) 裁判官の配置の改定について

資料1

(2) 令和8年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定めの一部
改定について

資料2-1、2-2及び2-3

(3) 令和8年度の事務分配等の定め第2条第18項の規定による事件の配付替え
について

資料3

(4) 高等裁判所裁判官の職務代行について

資料4

2 付議事項

(1) 令和8年度夏期休廷期間等について（民事部）

資料5

(2) 令和8年度夏期休廷期間等について（刑事部）

資料6

3 報告事項

(1) 大阪高等裁判所管内の地方・家庭・簡易裁判所裁判官の職務代行について
資料7

(2) 各種委員会委員等の補充等について
資料8

(3) 一般職員の人事について

資料1

裁判官の配置の改定について

常任委員会 諮問日	実施年月日	部	変更事由	裁 判 官		備 考
—	R8.1.3	13民	転出	判事	山 本 正 道	
R8.1.9	R8.1.15	4民	兼務解除	判事	杉 本 敏 彦	
		5民	兼務解除	判事	芝 田 由 平	
	R8.1.24	5民	定年退官	判事	島 村 雅 之	
	R8.2.6	3刑	転出	判事	中 川 綾 子	
R8.2.24	R8.3.6	特別部	定年退官	長官	菅 野 雅 之	
	R8.3.9	特別部	転入	長官	村 田 斉 志	
	R8.3.22	13民	転出	判事(部)	古 田 孝 夫	
			転入	判事(部)	市 川 多 美 子	
R8.3.9	R8.3.30	12民	定年退官	判事(部)	牧 賢 二	
		特別部	定年退官	判事(部)	牧 賢 二	
	R8.3.31	4民	依願退官	判事	遠 藤 俊 郎	
		10民	転出	判事(部)	大 島 雅 弘	
			転入	判事(部)	龍 見 昇	
		12民	転入	判事(部)	黒 田 豊	
		特別部	配置換(入)	判事(部)	森 崎 英 二	
	R8.4.1	1民	転出	判事	横 路 朋 生	
				判事	石 本 恵	
			転入	判事	達 野 ゆ き	
				判事	窪 田 俊 秀	
		2民	転出	判事	田 中 俊 行	
				判事	一 原 友 彦	
				判事	大 川 潤 子	
			転入	判事	太 田 敬 司	
				判事	真 田 尚 美	
				判事	安 田 仁 美	

常任委員会 諮問日	実施年月日	部	変更事由	裁 判 官		備 考
R8.3.9	R8.4.1	3民	転出	判事	鈴木 秀 孝	
			転入	判事	中 川 博 文	
				判事	安 木 進	
				判事	益 留 龍 也	
		4民	転入	判事	光 吉 恵 子	
		5民	転出	判事	伊 丹 恭	
			転入	判事	池 町 知佐子	
				判事	池 田 聡 介	
				判事	中 里 敦	
		6民	転出	判事	芝 田 由 平	
			転入	判事	天 野 智 子	
				判事	炭 村 啓	
		8民	配置換(出)	判事	久 末 裕 子	
			転入	判事	中 武 由 紀	
		9民	転出	判事	鳥 飼 晃 嗣	
			配置換(入)	判事	久 末 裕 子	
		10民	転入	判事	堀 部 麻記子	
		11民	転出	判事	杉 本 敏 彦	
			転入	判事	松 永 晋 介	
		12民	転出	判事	内 田 貴 文	
			転入	判事	大 島 道 代	
		13民	転出	判事	寺 垣 孝 彦	
			転入	判事	河 本 寿 一	
				判事	尾 河 吉 久	
				判事	相 澤 聡	
		14民	転出	判事	蛭 名 日奈子	
			転入	判事	林 潤	
				判事	小 川 紀代子	

常任委員会 諮問日	実施年月日	部	変更事由	裁 判 官		備 考
R8.3.9	R8.4.1	1刑	転出	判事	坂 口 裕 俊	
			転入	判事	入 子 光 臣	
		2刑	転出	判事	秋 田 志 保	
			転入	判事	谷 口 真 紀	
		3刑	転出	判事	國 分 進	
			転入	判事	太 田 寅 彦	
				判事	本 村 暁 宏	
				判事	黒 田 真 紀	
		4刑	転出	判事	赤 坂 宏 一	
			転入	判事	藤 原 美 弥 子	
				判事	安 達 拓	
		5刑	転出	判事	栗 原 保	
			転入	判事	末 弘 陽 一	
		6刑	転出	判事	高 橋 里 奈	
			転入	判事	佐 藤 洋 幸	
				判事	坂 本 好 司	
		特別部	転出	判事	田 中 俊 行	
				判事	坂 口 裕 俊	
			転入	判事	池 田 聡 介	
				判事	入 子 光 臣	
R8.3.13	R8.4.7	5民	転出	判事	後 藤 誠	
		14民	転出	判事(部)	浜 本 章 子	
			転入	判事(部)	内 藤 裕 之	
R8.3.23	R8.4.24	7民	転出	判事(部)	田 中 健 治	
			転入	判事(部)	柴 田 義 明	
R8.3.31	R8.4.30	3刑	転出	判事	渡 部 五 郎	

令和 8 年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定めの一部改定について

第 2 条の一部改定

(1 月 1 5 日実施)

改 定 前	改 定 後
第 2 条（事務分配） 1、2 （略） 3 民事の抗告事件（準再審を含み、<u>第 1 7 項</u>に掲げる抗告事件を除く。<u>第 9 項</u>及び第 4 条第 3 項において同じ。）は、家事抗告事件、保護命令抗告事件、子の返還抗告事件及び家庭裁判所を第一審とする執行抗告事件については第 9 民事部、第 1 0 民事部及び第 1 2 民事部に順次配付し（ただし、その配付割合は、裁判官が 4 人以上配置されている部については 6、裁判官が 3 人配置されている部については 5 とする。配置する裁判官の数が月の 2 日以降に変更された場合は、その翌月 1 日からこの割合で分配する。）、執行抗告事件（第 9 民事部、第 1 0 民事部及び第 1 2 民事部に配付される執行抗告事件を除く。）、倒産抗	第 2 条（事務分配） 1、2 （略） 3 民事の抗告事件（準再審を含み、<u>第 2 0 項</u>に掲げる抗告事件を除く。<u>第 1 2 項</u>及び第 4 条第 3 項において同じ。）は、家事抗告事件、保護命令抗告事件、子の返還抗告事件及び家庭裁判所を第一審とする執行抗告事件については第 9 民事部、第 1 0 民事部及び第 1 2 民事部に順次配付し（ただし、その配付割合は、裁判官が 4 人以上配置されている部については 6、裁判官が 3 人配置されている部については 5 とする。配置する裁判官の数が月の 2 日以降に変更された場合は、その翌月 1 日からこの割合で分配する。）、執行抗告事件（第 9 民事部、第 1 0 民事部及び第 1 2 民事部に配付される執行抗告事件を除く。）、倒産抗

告事件、民事保全抗告事件、商事非訟抗告事件（過料抗告事件を除き、民事非訟抗告事件を含む。）、借地非訟抗告事件（罹災都市借地借家臨時処理抗告事件及び接収不動産に関する借地借家臨時処理抗告事件を含む。）、商事事件の担保提供命令抗告事件及び発信者情報開示命令抗告事件（これに付随する提供命令抗告事件及び消去禁止命令抗告事件を含む。）については第 11 民事部にそれぞれ配付し、次の換算割合に従って、当該部への事件の配付を減ずる。 (1) 遺産分割抗告事件 2 件に対し 民事控訴事件 3 件の割合 (2) 保護命令抗告事件 1 件に対し 民事控訴事件 1 件の割合 (3) 労働仮処分抗告事件 1 件に対し 民事控訴事件 1 件の割合 (4) 子の返還抗告事件 1 件に対し 民事控訴事件 1 件の割合 (5) 引き続いての一時保護承認抗告事件 1 件に対し民事控訴事件 1 件の割合	告事件、民事保全抗告事件、商事非訟抗告事件（過料抗告事件を除き、民事非訟抗告事件を含む。）、借地非訟抗告事件（罹災都市借地借家臨時処理抗告事件及び接収不動産に関する借地借家臨時処理抗告事件を含む。）、商事事件の担保提供命令抗告事件及び発信者情報開示命令抗告事件（これに付随する提供命令抗告事件及び消去禁止命令抗告事件を含む。）については第 11 民事部にそれぞれ配付し、次の換算割合に従って、当該部への事件の配付を減ずる。 (1) 遺産分割抗告事件 2 件に対し 民事控訴事件 3 件の割合 (2) 保護命令抗告事件 1 件に対し 民事控訴事件 1 件の割合 (3) 労働仮処分抗告事件 1 件に対し 民事控訴事件 1 件の割合 (4) 子の返還抗告事件 1 件に対し 民事控訴事件 1 件の割合 (5) 引き続いての一時保護承認抗告事件 1 件に対し民事控訴事件 1 件の割合
---	---

(6) 婚姻費用分担抗告事件、養育費抗告事件、扶養料に関する抗告事件及び財産分与抗告事件 2 件に対し民事控訴事件 1 件の割合 (7) (1)から(6)まで以外の第 9 民事部から第 12 民事部までに配付すべき抗告事件 3 件に対し民事控訴事件 1 件の割合 (8) 原審記録の重量 5 キログラム以上の民事保全抗告事件については(3)、(7)の換算割合の 2 倍の民事控訴事件に換算する。 その余の抗告事件については忌避関係抗告事件とこれを除く抗告事件とに区分して、前年に引き続き第 1 民事部から第 14 民事部までの各部に順次これを配付する。 4～12 (略) 13 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、記録(原審記録又は差戻記録)の重量 15 キログラム以上の民事控訴、行政控訴及び差戻事件(第 17 項に掲げる控訴事件を除く。)については、その種別を問わず、重量	(6) 婚姻費用分担抗告事件、養育費抗告事件、扶養料に関する抗告事件及び財産分与抗告事件 2 件に対し民事控訴事件 1 件の割合 (7) (1)から(6)まで以外の第 9 民事部から第 12 民事部までに配付すべき抗告事件 3 件に対し民事控訴事件 1 件の割合 (8) 原審記録の重量 5 キログラム以上の民事保全抗告事件については(3)、(7)の換算割合の 2 倍の民事控訴事件に換算する。 その余の抗告事件については忌避関係抗告事件とこれを除く抗告事件とに区分して、前年に引き続き第 1 民事部から第 14 民事部までの各部に順次これを配付する。 4～12 (略) 13 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、記録(原審記録又は差戻記録)の重量 15 キログラム以上の民事控訴、行政控訴及び差戻事件(第 20 項に掲げる控訴事件を除く。)については、その種別を問わず、重量
---	---

50キログラム以上のもの、同15キログラム以上50キログラム未満のものに区分して、特別に第1民事部から第14民事部までの各部に順次これを配付する。ただし、重量50キログラム以上のものは、第9民事部から第12民事部までには配付しない。

事件が配付された後に記録の重量50キログラム以上のもの、同15キログラム以上50キログラム未満のものであることが判明した場合には、その部から各特別配付の次順位の部にこれを配付替えする。この場合には、後者がその直後に配付を受けるべき新件を前者に配付する。

14～19 (略)

20 第1項、第3項及び第10項の規定にかかわらず、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権、育成者権、商号権、不正競争防止法、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律又はパブリシティ権に関する民事及び

50キログラム以上のもの、同15キログラム以上50キログラム未満のものに区分して、特別に第1民事部から第14民事部までの各部に順次これを配付する。ただし、重量50キログラム以上のものは、第9民事部から第12民事部までには配付しない。

事件が配付された後に記録の重量50キログラム以上のもの、同15キログラム以上50キログラム未満のものであることが判明した場合には、その部から各特別配付の次順位の部にこれを配付替えする。この場合には、後者がその直後に配付を受けるべき新件を前者に配付する。

14～19 (略)

20 第1項、第3項及び第13項の規定にかかわらず、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権、育成者権、商号権、不正競争防止法、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律又はパブリシティ権に関する民事及び

行政控訴事件、民事及び行政抗告事件並びに民事及び行政再審事件(以下、控訴事件、抗告事件又は再審事件の区分に従い、「知的財産権控訴事件」、「知的財産権抗告事件」又は「知的財産権再審事件」という。)は、第 8 民事部にこれを配付し、次の区分に従い、同部への他の事件の配付を減ずる。

(1) 記録の重量 15 キログラム未満の知的財産権控訴事件 1 件に対し、民事事件又は行政事件の区分に従い、同 15 キログラム未満の民事又は行政控訴事件 3 件の割合

(2) 記録の重量 50 キログラム以上、同 15 キログラム以上 50 キログラム未満の知的財産権控訴事件 1 件に対し、それぞれ同 50 キログラム以上、同 15 キログラム以上 50 キログラム未満の民事控訴、行政控訴及び差戻事件 1 件の割合

(3) 知的財産権抗告事件 1 件に対し、民事事件又は行政事件の区分

行政控訴事件、民事及び行政抗告事件並びに民事及び行政再審事件(以下、控訴事件、抗告事件又は再審事件の区分に従い、「知的財産権控訴事件」、「知的財産権抗告事件」又は「知的財産権再審事件」という。)は、第 8 民事部にこれを配付し、次の区分に従い、同部への他の事件の配付を減ずる。

(1) 記録の重量 15 キログラム未満の知的財産権控訴事件 1 件に対し、民事事件又は行政事件の区分に従い、同 15 キログラム未満の民事又は行政控訴事件 3 件の割合

(2) 記録の重量 50 キログラム以上、同 15 キログラム以上 50 キログラム未満の知的財産権控訴事件 1 件に対し、それぞれ同 50 キログラム以上、同 15 キログラム以上 50 キログラム未満の民事控訴、行政控訴及び差戻事件 1 件の割合

(3) 知的財産権抗告事件 1 件に対し、民事事件又は行政事件の区分

に従い、記録の重量 15 キログラム未満の民事又は行政控訴事件 1 件の割合 (4) 知的財産権再審事件 1 件に対し、民事事件又は行政事件の区分に従い、民事又は行政再審事件 3 件の割合 第 8 民事部を除くその余の民事部に事件が配付された後に、知的財産権控訴事件、知的財産権抗告事件又は知的財産権再審事件であることが判明した場合には、その部から第 8 民事部にこれを配付替える。 知的財産権控訴事件又は知的財産権再審事件を配付替える場合には、後者がその直後に配付を受けるべき新件を前者に配付する。	に従い、記録の重量 15 キログラム未満の民事又は行政控訴事件 1 件の割合 (4) 知的財産権再審事件 1 件に対し、民事事件又は行政事件の区分に従い、民事又は行政再審事件 3 件の割合 第 8 民事部を除くその余の民事部に事件が配付された後に、知的財産権控訴事件、知的財産権抗告事件又は知的財産権再審事件であることが判明した場合には、その部から第 8 民事部にこれを配付替える。 知的財産権控訴事件又は知的財産権再審事件を配付替える場合には、後者がその直後に配付を受けるべき新件を前者に配付する。
--	--

令和 8 年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定めの一部改定について

1 第 2 条の一部改定

(3 月 31 日実施)

改 定 前	改 定 後
第 2 条 (事務分配) 1 (略) 2 民事上告事件は、<u>第 12 民事部</u>にこれを配付し、同事件 1 件に対し民事控訴事件 1 件の割合で、同部への民事控訴事件の配付を減ずる。 3～20 (略)	第 2 条 (事務分配) 1 (略) 2 民事上告事件は、<u>第 8 民事部</u>にこれを配付し、同事件 1 件に対し民事控訴事件 1 件の割合で、同部への民事控訴事件の配付を減ずる。 3～20 (略)

2 司法行政事務の代理順序の改定

(3 月 31 日実施)

改 定 前	改 定 後								
第 5 条 (司法行政事務の代理順序) 1 長官に差し支えがあるときは、別表に掲げる裁判官がその順序によりこれを代理する。 2 (略) (別表) 第 5 条第 1 項による司法行政事務の代理順序 <table> <tr> <td>判 事</td><td>牧 賢 二</td></tr> <tr> <td>判 事</td><td>坪 井 祐 子</td></tr> </table>	判 事	牧 賢 二	判 事	坪 井 祐 子	第 5 条 (司法行政事務の代理順序) 1 長官に差し支えがあるときは、別表に掲げる裁判官がその順序によりこれを代理する。 2 (略) (別表) 第 5 条第 1 項による司法行政事務の代理順序 <table> <tr> <td>判 事</td><td>森 崎 英 二</td></tr> <tr> <td>判 事</td><td>坪 井 祐 子</td></tr> </table>	判 事	森 崎 英 二	判 事	坪 井 祐 子
判 事	牧 賢 二								
判 事	坪 井 祐 子								
判 事	森 崎 英 二								
判 事	坪 井 祐 子								

(令和 8 年 3 月 9 日常任委員会諮問)

令和 8 年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定めの一部改定について

第 2 条の一部改定

(5 月 21 日実施)

改 定 前	改 定 後
第 2 条 (事務分配) 1 ～ 12 (略) 13 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、記録 (原審記録又は差戻記録) の重量 15 キログラム以上の民事控訴、行政控訴及び差戻事件 (第 20 項に掲げる控訴事件を除く。) については、その種別を問わず、重量 50 キログラム以上のもの、同 15 キログラム以上 50 キログラム未満のものに区分して、特別に第 1 民事部から第 14 民事部までの各部に順次これを配付する。ただし、重量 50 キログラム以上のものは、第 9 民事部から第 12 民事部までには配付しない。 事件が配付された後に記録の重量 50 キログラム以上のもの、同 15 キログラム以上 50 キログラム	第 2 条 (事務分配) 1 ～ 12 (略) 13 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、<u>民事訴訟法 (平成 8 年法律第 109 号) その他の法令の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申立てその他の申述等を行うことができる事件 (以下「電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件」という。)</u>に関する民事控訴、<u>行政控訴及び差戻事件については (1) のとおりに、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件以外の事件に関する民事控訴、行政控訴及び差戻事件については (2) のとおりに、それぞれ区分して、特別に第 1 民事部から第 14 民事部までの各部に</u>

未満のものであることが判明した場合には、その部から各特別配付の次順位の部にこれを配付替えする。 この場合には、後者がその直後に配付を受けるべき新件を前者に配付する。	<u>順次これを配付する。</u> <u>ただし、第 1 項及び前項の規定により事件が配付された後に特別に配付する事実が判明した場合は、</u> <u>(3) のとおりとする。</u> (1) <u>電子判決書（原審判決又は差戻判決）のページ数 2 5 ページ以上の民事控訴、行政控訴及び差戻事件（第 2 0 項に掲げる控訴事件を除く。）について、その種別を問わず、ページ数 1 0 0 ページ以上のもの、同 2 5 ページ以上 1 0 0 ページ未満のものに区分する。ただし、ページ数 1 0 0 ページ以上のものは、第 9 民事部から第 1 2 民事部までには配付しない。</u> (2) <u>記録（原審記録又は差戻記録）の重量 1 5 キログラム以上の民事控訴、行政控訴及び差戻事件（第 2 0 項に掲げる控訴事件を除く。）については、その種別を問わず、重量 5 0 キログラム以上のもの、同 1 5 キログラム以上 5 0 キログラム未満のものに</u>
--	---

	区分する。ただし、重量 50 キログラム以上のものは、第 9 民事部から第 12 民事部までには配付しない。 (3) 事件が配付された後に次の事実が判明した場合には、その部から各特別配付の次順位の部にこれを配付替えする。この場合には、後者がその直後に配付を受けるべき新件を前者に配付する。 ア 電磁情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件電子判決書のページ数 100 ページ以上のもの、同 25 ページ以上 100 ページ未満のものであること。 イ 電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件以外の事件記録の重量 50 キログラム以上のもの、同 15 キログラム以上の 50 キログラム未満のものであること。
--	---

14～19 (略) 20 第1項、第3項及び第13項の規定にかかわらず、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権、育成者権、商号権、不正競争防止法、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律又はパブリシティ権に関する民事及び行政控訴事件、民事及び行政抗告事件並びに民事及び行政再審事件(以下、控訴事件、抗告事件又は再審事件の区分に従い、「知的財産権控訴事件」、「知的財産権抗告事件」又は「知的財産権再審事件」という。)は、第8民事部にこれを配付し、次の区分に従い、同部への他の事件の配付を減ずる。 (1) 記録の重量15キログラム未満の知的財産権控訴事件1件に対し、民事事件又は行政事件の区分に従い、同15キログラム未満の民事又は行政控訴事件3件の割合 (2) 記録の重量50キログラム以上、同15キログラム以上50キ	14～19 (略) 20 第1項、第3項及び第13項の規定にかかわらず、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権、育成者権、商号権、不正競争防止法、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律又はパブリシティ権に関する民事及び行政控訴事件、民事及び行政抗告事件並びに民事及び行政再審事件(以下、控訴事件、抗告事件又は再審事件の区分に従い、「知的財産権控訴事件」、「知的財産権抗告事件」又は「知的財産権再審事件」という。)は、第8民事部にこれを配付し、次の区分に従い、同部への他の事件の配付を減ずる。 (1) <u>知的財産権控訴事件</u> ア <u>電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件</u> (ア) <u>電子判決書のページ数25ページ未満の知的財産権控訴事件1件に対し、民事事件又は行政事件の区分に従</u>
---	---

ログラム未満の知的財産権控訴事件 1 件に対し、それぞれ同 50 キログラム以上、同 15 キログラム以上 50 キログラム未満の民事控訴、行政控訴及び差戻事件 1 件の割合

(3) 知的財産権抗告事件 1 件に対し、民事事件又は行政事件の区分に従い、記録の重量 15 キログラム未満の民事又は行政控訴事件 1 件の割合

(4) 知的財産権再審事件 1 件に対し、民事事件又は行政事件の区分に従い、民事又は行政再審事件 3 件の割合

第 8 民事部を除くその余の民事部に事件が配付された後に、知的財産権控訴事件、知的財産権抗告事件又は知的財産権再審事件であることが判明した場合には、その部から第 8 民事部にこれを配付替える。

知的財産権控訴事件又は知的財産権再審事件を配付替える場合には、後者がその直後に配付

い、同 25 ページ未満の民事又は行政控訴事件 3 件の割合

(イ) 電子判決書のページ数 100 ページ以上、同 25 ページ以上 100 ページ未満の知的財産権控訴事件 1 件に対し、それぞれ同 100 ページ以上、同 25 ページ以上 100 ページ未満の民事控訴、行政控訴及び差戻事件 1 件の割合

イ 電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件以外の事件

(ア) 記録の重量 15 キログラム未満の知的財産権控訴事件 1 件に対し、民事事件又は行政事件の区分に従い、同 15 キログラム未満の民事又は行政控訴事件 3 件の割合

(イ) 記録の重量 50 キログラム以上、同 15 キログラム以上 50 キログラム未満の知的財産権控訴事件 1

を受けるべき新件を前者に配付する。	件に対し、それぞれ同 50 キログラム以上、同 15 キログラム以上 50 キログラム未満の民事控訴、行政控訴及び差戻事件 1 件の割合 (2) 知的財産権抗告事件 1 件に対し、民事事件又は行政事件の区分に従い、<u>電子判決書のページ数 25 ページ未満、あるいは、記録の重量 15 キログラム未満の民事又は行政控訴事件 1 件の割合</u> (3) 知的財産権再審事件 1 件に対し、民事事件又は行政事件の区分に従い、民事又は行政再審事件 3 件の割合 第 8 民事部を除くその余の民事部に事件が配付された後に、知的財産権控訴事件、知的財産権抗告事件又は知的財産権再審事件であることが判明した場合には、その部から第 8 民事部にこれを配付替えする。 知的財産権控訴事件又は知的財産権再審事件を配付替えする
--------------------------	--

	場合には、後者がその直後に配付 を受けるべき新件を前者に配付 する。
--	--

事件の配付替えについて

令和 8 年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序の定め第 2 条第 1
8 項に基づき、第 1 民事部に配付された下記 1 及び 2 の事件を他の部に配付替えす
る。

記

1 事件番号 [REDACTED]

(1) 事件名 損害賠償請求控訴事件

(2) 控訴人 [REDACTED]

(3) 被控訴人 [REDACTED]

2 事件番号 [REDACTED]

(1) 事件名 損害賠償請求控訴事件

(2) 控訴人 [REDACTED]

(3) 被控訴人 [REDACTED]

資料 4

(常任委員会諮問日)
自・令和8年3月18日
至・令和8年3月31日

裁判所法第19条第1項（高裁裁判官の職務代行）

氏名	期	所属庁及び官職（発令時）	種別	始期	終期	職務代行官職	備考
大 島 雅 弘	45	京都家判事（所長）・ 京都簡裁判事	命	R8. 3. 31	R8. 5. 31	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事（部総 括）・大阪簡裁判事
伊 丹 恭	48	京都地判事（部総 括）・京都簡裁判事	命	R8. 4. 1	R8. 5. 29	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事・大阪簡裁 判事
坂 口 裕 俊	49	神戸地判事（部総 括）・神戸簡裁判事	命	R8. 4. 1	R8. 5. 31	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事・大阪簡裁 判事
田 中 俊 行	49	大津地家判事（部総 括）・大津簡裁判事	命	R8. 4. 1	R8. 6. 30	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事・大阪簡裁 判事
鳥 飼 晃 嗣	49	神戸地判事（部総 括）・神戸簡裁判事	命	R8. 4. 1	R8. 6. 30	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事・大阪簡裁 判事
横 路 朋 生	49	神戸地判事（部総 括）・神戸簡裁判事	命	R8. 4. 1	R8. 5. 31	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事・大阪簡裁 判事
一 原 友 彦	55	大阪地判事（部総 括）・大阪簡裁判事	命	R8. 4. 1	R8. 6. 30	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事・大阪簡裁 判事
石 本 恵	63新	大阪地判事・大阪簡裁 判事	命	R8. 4. 1	R8. 5. 31	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事・大阪簡裁 判事
浜 本 章 子	44	大阪家判事（所長）・ 大阪簡裁判事	命	R8. 4. 7	R8. 5. 31	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事（部総 括）・大阪簡裁判事
後 藤 誠	53	大阪地判事（部総 括）・大阪簡裁判事	命	R8. 4. 7	R8. 5. 29	大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事・大阪簡裁 判事
田 中 健 治	41	神戸家判事（所長）・ 神戸簡裁判事	命	R8. 4. 24		大阪高判事	【常任委員会諮問時】 大阪高判事（部総 括）・大阪簡裁判事

令和8年度裁判官夏期休廷期間表

(民 事)

期 間	休 廷 部	代 理 部
8月1日(土)から 8月20日(木)まで	第1民事部～第9民事部(抗 告部)、 第13民事部、第14民事部	8月1日(土)から 8月10日(月)までは、 第10民事部
7月21日(火)から 8月10日(月)まで	第11民事部(抗告部) 第12民事部(抗告部)	8月11日(火)から 8月20日(木)までは、
8月11日(火)から 8月31日(月)まで	第10民事部(抗告部)	第11民事部

(注記) 夏期休廷期間中の雑事件処理に関しては、上記代理部によって処理する。

資料 6

令和 8 年度刑事部夏期休廷期間等について

- 1 令和 8 年度刑事部夏期休廷期間は、次のとおりとする。

前期夏期休廷期間を 7 月 21 日（火）から 8 月 10 日（月）まで、後期夏期休廷期間を 8 月 11 日（火）から 8 月 31 日（月）までとする。

前期夏期休廷部は刑事 1 部、3 部、5 部とし、後期夏期休廷部は刑事 2 部、4 部、6 部とする。

- 2 令和 8 年度刑事部夏期休廷期間中の代理関係は、次のとおりとする。

【前期】

休廷部の代理（1、3、5 部が休廷中）

1 部→2 部

3 部→4 部

5 部→6 部

開廷部の代理（2、4、6 部が開廷中）

2 部→4 部

4 部→6 部

6 部→2 部

【後期】

休廷部の代理（2、4、6 部が休廷中）

2 部→1 部

4 部→3 部

6 部→5 部

開廷部の代理（1、3、5 部が開廷中）

1 部→3 部

3 部→5 部

5 部→1 部

資料 7

(常任委員会諮問日)

自 令和8年1月9日
至 令和8年3月31日

裁判所法第28条第1項関係(地裁裁判官の職務代行)

氏名	期	所属庁及び官職(発令時)	種別	始期	終期	職務代行官職	備考
達 野 ゆ き	50	大阪高判事・大阪簡裁判事	命	R8.4.1	R8.5.31	大阪地判事	【常任委員会諮問時】 大阪地判事(部総括)・大阪簡裁判事
山 中 耕 一	58	神戸地家社支判事・社簡裁判事(司掌者)	命	R8.4.1	R8.6.30	大阪地判事	【常任委員会諮問時】 大阪地判事・大阪簡裁判事
寺 田 幸 平	62新	神戸地家姫路支判事・姫路簡裁判事	命	R8.4.1		大阪地判事	【常任委員会諮問時】 大阪地判事・大阪簡裁判事
池 田 聡 介	49	大阪高判事・大阪簡裁判事	命	R8.4.1	R8.6.30	大津地判事	【常任委員会諮問時】 大津地判事(部総括)・大津簡裁判事

裁判所法第28条第1項、第31条の5及び第36条第2項関係(地家簡裁裁判官の職務代行)

氏名	期	所属庁及び官職(発令時)	種別	始期	終期	職務代行官職	備考
枚 田 雅 樹	74	大阪地家判事補・大阪簡裁判事	免		R8.2.28	京都地家判事補・京都簡裁判事	
岩 崎 邦 生	48	大阪高判事・大阪簡裁判事	免		R8.4.10	神戸地家明石支判事・明石簡裁判事	
井 上 直 樹	55	大阪高判事・大阪簡裁判事	命	R8.4.20		奈良家地判事・奈良簡裁判事	

裁判所法第28条第1項及び第36条第2項関係(地簡裁裁判官の職務代行)

氏名	期	所属庁及び官職(発令時)	種別	始期	終期	職務代行官職	備考
中 川 綾 子	48	大阪高判事・大阪簡裁判事	命	R8.1.21	R8.2.5	神戸地判事・神戸簡裁判事	
林 田 海	58	大阪高判事・大阪簡裁判事	免		R8.3.31	神戸地判事・神戸簡裁判事	

令和 8 年度各種委員会委員等の補充等について

(常任委員会諮問日)

自 令和 8 年 3 月 13 日

至 令和 8 年 4 月 9 日

委員会等	役職	実 施 年 月 日	部別	旧		新		備考	
判例委員会	委員	R8. 3. 31	民事	12	牧 賢 二	5	倉 地 真寿美	任期 R8. 12. 31	
		R8. 4. 24	民事	7	田 中 健 治	2	谷 口 安 史	任期 R8. 12. 31	
	幹事								
		裁判例収集担当裁判官							
選書等指導裁判官									
研修担当裁判官									
広報委員									
大阪弁護士会 資格審査会	委員								
	予備委員								
大阪弁護士会 綱紀委員会	委員								
	予備委員								